令和８年（フ）第３４３号
熊本市西区中島町2151番地３
破産者　木下　麻衣
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４７号
鹿児島市山田町1559番地１　レオネクストポッポ205号
破産者　福田　直槻
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１８４号
鹿児島市東谷山３丁目７番18号　Ｃ’ｅｓｔ　ｃｏｏｌ　403号
破産者　樫木　博紀
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１５０１号
札幌市豊平区中の島１条１丁目２番７号　シャトーブラン11―301号
破産者　田村　美樹
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３２号
北海道滝川市西町５丁目５番47号
破産者　髙橋　夏月
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第２２号
北海道旭川市７条西６丁目１番16号　旭西サンパーク　102
破産者　三橋　大地
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２号
北海道北見市高栄西町７丁目17番16号
破産者　羽芝　義勝
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和７年（フ）第３２号
秋田県北秋田市脇神字藤株囲ノ内57番地
破産者　相澤　正寿
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第１９号
福島県相馬郡新地町駒ケ嶺字山屋敷54番地
破産者　菅野　幸一
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

令和７年（フ）第１８４号
神奈川県小田原市本町４―11―11―101、住民票上の住所神奈川県小田原市板橋506番地
破産者　原田　浩江
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第５５４号
神奈川県厚木市三田南１丁目15番１―501号
破産者　森松　秀樹
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１３５号
神奈川県中郡二宮町二宮2156番地の10
破産者　鈴木　純夫
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１６７号
神奈川県厚木市妻田東３丁目24番７―401号、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市妻田北３丁目32番38号
破産者　山口　絵理（旧姓長田）
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３３５号
神奈川県小田原市東町１丁目５番３号　ドミール五番館　102
破産者　柳澤　正人
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１６２号
山梨県甲府市羽黒町1273番地16
破産者　齋藤　　忍
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６３号
山梨県甲府市羽黒町1273番地16
破産者　齋藤　栄里
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０８号
山梨県甲州市塩山赤尾543番地３
破産者　五百蔵美保
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１８号
愛知県大府市吉川町２丁目202番地、住民票上の住所愛知県大府市桜木町４丁目14番地の１　ライフプラザ大府桜木町２―103号
破産者　米本　崇男
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７６９号
愛知県日進市梅森台３丁目156番地　クレールスズキ201、従前の住所愛知県みよし市三好丘旭１丁目２番地114
破産者　佐藤　孝雄
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部